

Ⅲ 違反事例

事例 1

「グミキャンディ」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製袋入り
違反条項	食品衛生法第 10 条及び第 19 条第 2 項
発見機関	新宿区
調査担当機関	大田区
検査機関	新宿区健康部試験検査課及び健康安全研究センター
検査結果	キノリンイエロー及び食用赤色 40 号検出
行政措置	回収指示及び販売禁止命令

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 18 年 5 月 17 日、新宿区保健所が、通常監視の一環として食品販売店 A に立ち入った際、「菓子（グミキャンディ）」を収去した。同区健康部試験検査課で理化学検査を実施したところ、指定外添加物であるキノリンイエロー及び表示に記載のない食用赤色 40 号が検出されたため、当該品の輸入者 B を所管する大田区へ、製造工程における添加物の使用状況等について調査を依頼した。

2 調査経過及び措置

大田区は、新宿区からの依頼を受け、平成 18 年 6 月 6 日、当該品を収去し東京都健康安全研究センターにおいて検査を実施した。6 月 13 日、結果が判明し、キノリンイエロー及び表示に記載のない食用赤色 40 号が検出されたため、大田区は、回収を指示した。

なお、輸入者 B は、新宿区による収去検査の結果を食品販売店 A 経由で把握していた。輸入者 B は、同一製品の別ロット品も含めて自主検査を実施し、新宿区が発見したロットのみ指定外着色料が検出されることを確認のうえ、5 月 26 日から当該違反品の自主回収に着手していた。

7 月 14 日、回収された当該違反品 3,049 個について、大田区は食品衛生法第 10 条違反として当該品の販売の禁止を命令した。

輸入者 B は、販売が禁止された当該違反品を任意廃棄することとし、7 月 20 日、相模原市内の廃棄物処理業者において全量を焼却処分した。

3 違反発生の原因

大田区は、本件について、輸入者 B に対し原因究明等の調査を指示した。

その結果、本来、当該製品の日本向け仕様では、キノリンイエロー及び食用赤色

40号は使用しないこととなっており、年一回実施されている自主検査では検出されていなかったが、当該ロットについては、製造時の人為的なミスにより、誤って当該添加物を使用していたことが判明した。

4 監視のポイント

製造工場において、日本では指定外であるが現地では問題なく使用できる添加物が、日本向け製品に誤って使用された結果、国内において法違反となった事例である。

海外の工場で日本向け製品を製造する際には、製品仕様書等だけではなく、原材料から製品に至るまで、日本向けとそれ以外のものが混同されないような管理が重要である。

事例 2

「ラムネ」に関する違反事例

名称又は分類	ラムネ（清涼飲料水）
形態	瓶入り
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	健康安全研究センター
調査担当機関	中野区
検査機関	健康安全研究センター
検査結果	清涼飲料水の成分規格違反：固形の異物（原料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が 30%以下であるものを除く。）を検出
行政措置	回収指示及び廃棄命令

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 18 年 10 月 23 日、健康安全研究センター食品機動監視班が、清涼飲料水製造業監視のため立ち入った際、「ラムネ（清涼飲料水）」を収去した。健康安全研究センター食品成分研究科で成分規格検査を実施したところ、10 月 31 日、検査結果が判明し、固形の異物が検出されたため、同日、同食品機動監視班は、当該品の製造者を所管する中野区とともに当該品の原材料や製造工程等の確認を行った。

2 調査経過及び措置

当該品は平成 18 年 10 月 19 日に製造されたものであり、調査の結果、当日の製造量は 5,280 本だった。また、当該異物は原料に由来するものではなく、洗瓶不良により瓶内に残存していた異物にほぼ間違いないことが判明した。

食品機動監視班及び中野区は製造者に対し、在庫品の保管及び販売した製品の回収を指示した。

12 月 1 日、在庫及び回収された当該違反品計 1,704 本について、中野区は食品衛生法第 11 条第 2 項違反として当該品の廃棄を命令し、製造者は、当該違反品を全量開栓し処分した。

3 違反発生の原因

本件は、製造工場における不十分な洗瓶工程が原因の事例である。今後の対策として、瓶洗浄前の検瓶の徹底、汚れのひどいものについて洗浄工程の追加、充填後の目視検査及び自主検査の徹底を指導した。

4 監視のポイント

当該製品は、平成 18 年 5 月に収去検査を実施した際に酵母を 8,000/ml 検出したものの別ロット品であった。酵母の汚染原因究明のための立入調査に応じずに再度製造したものについて収去検査を実施したところ、法違反となったものである。

酵母が発生した原因は不明であるが、今回の法違反の原因が洗瓶不良であったことから、両事例は同一の原因により発生した可能性も疑われる。

法違反を未然に防止するためには、規格基準に係る検査項目だけではなく、これ以外の指標的な検査項目の結果も踏まえた監視指導を実施していくことが重要である。

無断転載を禁ず

平成 18 年度 食品衛生関係違反処理集計表

平成 20 年 3 月発行

登録番号 19(516)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5321-1111 内線 34-371
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社
東京都文京区本郷三丁目 26 番 1 号
電話 03-5802-5601